

名古屋市告示第170号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 7年 3月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定する区域

名古屋市西区新木町68番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

^ひ砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課